

令和 8 年 2 月 2 6 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	
議第 3 号	令和 8 年度草津市一般会計予算	
議第 4 号	令和 8 年度草津市国民健康保険事業特別会計予算	
議第 5 号	令和 8 年度草津市財産区特別会計予算	
議第 6 号	令和 8 年度草津市介護保険事業特別会計予算	
議第 7 号	令和 8 年度草津市後期高齢者医療特別会計予算	
議第 8 号	令和 8 年度草津市水道事業会計予算	
議第 9 号	令和 8 年度草津市下水道事業会計予算	
議第 10 号	草津市行政手続条例の一部を改正する条例案	2
議第 11 号	草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	6
議第 12 号	草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案	8
議第 13 号	草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	12
議第 14 号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案	19
議第 15 号	草津市特別会計条例の一部を改正する条例案	22
議第 16 号	草津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	24
議第 17 号	草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案	26
議第 18 号	草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例案	28
議第 19 号	草津市介護保険条例の一部を改正する条例案	30
議第 20 号	草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例案	32
議第 21 号	損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて	41
議第 22 号	市道路線の認定につき議決を求めることについて	43
議第 23 号	市道路線の廃止につき議決を求めることについて	47

議第10号

草津市行政手続条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

草津市行政手続条例（平成8年草津市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第13条 《現行どおり》 （聴聞の通知の方式）</p> <p>第14条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p><u>4</u> 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>（代理人）</p> <p>第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条<u>第4項</u>後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 《現行どおり》</p> <p>第16条～第20条 《現行どおり》 （続行期日の指定）</p> <p>第21条 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第13条 《省略》 （聴聞の通知の方式）</p> <p>第14条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></u></p> <p>《改正後に新設》</p> <p>（代理人）</p> <p>第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条<u>第3項</u>後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 《省略》</p> <p>第16条～第20条 《省略》 （続行期日の指定）</p> <p>第21条 《省略》</p>

改正後	改正前
<p>2 《現行どおり》</p> <p>3 第14条第3項および第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項および第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「<u>当該措置を開始した日</u>から2週間を経過したとき」とあるのは「<u>当該措置を開始した日</u>から2週間を経過したとき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日</u>の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条～第27条 《現行どおり》 （聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第28条 第14条第3項および第4項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、<u>同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「第27条第1項第3号」と</u>、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第29条～第38条 《現行どおり》</p>	<p>2 《省略》</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「<u>揭示を始めた日</u>から2週間を経過したとき」とあるのは「<u>揭示を始めた日</u>から2週間を経過したとき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた日</u>の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条～第27条 《省略》 （聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第28条 第14条第3項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「<u>同項第3号および第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第29条～第38条 《省略》</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第3項および第4項（これらの規定を改正後の第21条第3項および第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議第11号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和45年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第1条～第7条 《現行どおり》 別表（第2条関係）		第1条～第7条 《省略》 別表（第2条関係）	
職名	議員報酬	職名	議員報酬
議長	月額 <u>587,000円</u>	議長	月額 <u>571,000円</u>
副議長	月額 <u>517,000円</u>	副議長	月額 <u>503,000円</u>
議員	月額 <u>466,000円</u>	議員	月額 <u>453,000円</u>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第12号

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例

(草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年草津市条例第20号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第3条 《現行どおり》 別表(第1条第1項、第2条第2項関係)			第1条～第3条 《省略》 別表(第1条第1項、第2条第2項関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 <u>42,300円</u>	《現行どおり》	教育委員会委員	月額 <u>41,100円</u>	《省略》
選挙管理委員会委員長	月額 <u>38,700円</u>		選挙管理委員会委員長	月額 <u>37,600円</u>	
選挙管理委員会委員	月額 <u>31,500円</u>		選挙管理委員会委員	月額 <u>30,600円</u>	
補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 <u>6,800円</u>		補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 <u>6,600円</u>	
公平委員会委員	日額 <u>6,800円</u>		公平委員会委員	日額 <u>6,600円</u>	
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>48,400円</u>		議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>47,100円</u>	
農業委員会会長	月額 <u>48,400円</u>		農業委員会会長	月額 <u>47,100円</u>	
農業委員会副会長	月額 <u>42,300円</u>		農業委員会副会長	月額 <u>41,100円</u>	
農業委員会委員	月額 <u>38,700円</u>		農業委員会委員	月額 <u>37,600円</u>	
農地利用最適化推進委員	月額 <u>34,100円</u>		農地利用最適化推進委員	月額 <u>33,200円</u>	
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>6,800円</u>		固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>6,600円</u>	
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
介護認定審査会委員および	日額 <u>14,400円</u>		介護認定審査会委員および	日額 <u>14,000円</u>	

改正後			改正前		
障害者総合支援法草津市審査会委員			障害者総合支援法草津市審査会委員		
審理員	時間額 <u>10,500円</u>		審理員	時間額 <u>10,200円</u>	
附属機関の委員その他の構成員	日額 <u>6,800円</u>		附属機関の委員その他の構成員	日額 <u>6,600円</u>	
《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第5条 《現行どおり》 別表(第2条第2項関係)		第1条～第5条 《省略》 別表(第2条第2項関係)	
市長	副市長	市長	副市長
<u>974,000円</u>	<u>820,000円</u>	<u>947,000円</u>	<u>797,000円</u>

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額)	第1条～第2条 《省略》 (給与の額)
第3条 教育長の給料は、月額 <u>757,000円</u> とする。	第3条 教育長の給料は、月額 <u>736,000円</u> とする。
2～3 《現行どおり》	2～3 《省略》
第4条～第5条 《現行どおり》	第4条～第5条 《省略》

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》

改正後	改正前
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 監査委員の給料は、月額<u>554,000円</u>とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。</p> <p>2～3 《現行どおり》</p> <p>第4条～第5条 《現行どおり》</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 監査委員の給料は、月額<u>539,000円</u>とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。</p> <p>2～3 《省略》</p> <p>第4条～第5条 《省略》</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第13号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条 《現行どおり》 (給料)</p> <p>第2条 給料は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当および第二種初任給調整手当をいう。第10条第2号および第25条において同じ。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第10条および第30条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条～第11条 《現行どおり》 (初任給調整手当)</p> <p>第12条 <u>第一種初任給調整手当</u>は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間および支給額その他初任</p>	<p>第1条 《省略》 (給料)</p> <p>第2条 給料は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第10条および第30条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条～第11条 《省略》 (初任給調整手当)</p> <p>第12条 <u>初任給調整手当</u>は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間および支給額その他初任給調整手当の</p>

改正後	改正前
<p>給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第12条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）ならびにこれに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第13条～第14条の3 《現行どおり》 （通勤手当）</p> <p>第15条 《現行どおり》 2～5 《現行どおり》</p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合</u></p>	<p>支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>第13条～第14条の3 《省略》 （通勤手当）</p> <p>第15条 《省略》 2～5 《省略》</p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>

改正後	改正前
<p><u>にあつては、その翌月</u>)の規則で定める日に支給する。</p> <p>7～9 《現行どおり》</p> <p>第15条の2～第23条 《現行どおり》 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条第1項から第8項まで、<u>第12条、第13条および第14条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>第24条 《現行どおり》 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額<u>ならびに初任給調整手当および給料の月額</u>に対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める数で除して得た額とする。</p> <p>第26条～第29条 《現行どおり》 (技能労務職員の給与の種類および基準)</p> <p>第30条 技能労務職員の給与は、給料、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当および退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合にあつては、扶養手当および退職手当は支給しない。</p> <p>2～3 《現行どおり》</p> <p>第31条～第32条 《現行どおり》</p> <p>別表第1～別表第6 《現行どおり》</p>	<p>7～9 《省略》</p> <p>第15条の2～第23条 《省略》 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条第1項から第8項まで <u>および第12条から第14条</u>までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第24条 《省略》 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額<u>およびこれに対する地域手当の月額</u>の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める数で除して得た額とする。</p> <p>第26条～第29条 《省略》 (技能労務職員の給与の種類および基準)</p> <p>第30条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当および退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合にあつては、扶養手当、<u>住居手当</u>および退職手当は支給しない。</p> <p>2～3 《省略》</p> <p>第31条～第32条 《省略》</p> <p>別表第1～別表第6 《省略》</p>

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第7条 《現行どおり》 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>3 給与条例<u>第12条、第13条、第14条</u>、第14条の3および第15条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>第1条～第7条 《省略》 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>3 給与条例<u>第12条から第14条</u>まで、第14条の3および第15条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

改正後	改正前
第9条 《現行どおり》	第9条 《省略》

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年草津市条例第30号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条 《現行どおり》 (給与および費用弁償の種類)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償は、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「1号職員」という。)にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。)、通勤手当(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)、<u>第二種初任給調整手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、地域手当、特殊勤務手当(1号職員にあっては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当、退職手当および旅費(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>第3条～第4条 《現行どおり》 (第二種初任給調整手当)</p> <p>第4条の2 会計年度任用職員の第二種初任給調整手当は、2号職員にあっては常勤職員の例により、1号職員にあっては定年前再任用短時間勤務職員の例によるほか、規則で定めるところにより支給する。</p> <p>第5条～第11条の2 《現行どおり》 (勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第12条 第10条の規定による給与の減額または第5条から第7条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料月額、<u>これに対する地域手当の月額および第二種初任給調整手当の月額</u>の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める数で除して得た額(日額により給料が定められた1号職員にあっては、日額およびこれに対する地域手当の合計額を1日につき定められた正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額により給料が定められた1号職員にあっては、時間額およびこれに対する地域手当の合計額とする。)とする。</p> <p>第13条～第15条 《現行どおり》</p>	<p>第1条 《省略》 (給与および費用弁償の種類)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償は、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「1号職員」という。)にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。)、通勤手当(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、地域手当、特殊勤務手当(1号職員にあっては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。)、期末手当、勤勉手当、退職手当および旅費(1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>第3条～第4条 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>第5条～第11条の2 《省略》 (勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第12条 第10条の規定による給与の減額または第5条から第7条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料月額<u>および</u>これに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める数で除して得た額(日額により給料が定められた1号職員にあっては、日額およびこれに対する地域手当の合計額を1日につき定められた正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額により給料が定められた1号職員にあっては、時間額およびこれに対する地域手当の合計額とする。)とする。</p> <p>第13条～第15条 《省略》</p>

改正後	改正前
<p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)</p> <p>第16条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性、任用の事情等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡等を考慮し、規則で定めることができる。</p> <p>第17条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》</p>	<p>《改正後に新設》</p> <p>第16条 《省略》 別表 《省略》</p>

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条 《現行どおり》 (給与の種類)</p> <p>第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(<u>第一種初任給調整手当および第二種初任給調整手当をいう。</u>)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)および退職手当とする。</p> <p>第3条～第4条 《現行どおり》 (初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>第一種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>第5条の2 <u>第二種初任給調整手当</u>は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料および地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</p> <p>2 前項の規定による第二種初任給調整手当</p>	<p>第1条 《省略》 (給与の種類)</p> <p>第2条 《省略》 2 《省略》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)および退職手当とする。</p> <p>第3条～第4条 《省略》 (初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>《改正後に新設》</p>

改正後	改正前
<p>を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>第6条～第19条の2 《現行どおり》 (会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第20条 <u>第4条、第5条、第6条</u>、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>第21条～第22条 《現行どおり》</p>	<p>第6条～第19条の2 《省略》 (会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第20条 <u>第4条から第6条まで</u>、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第21条～第22条 《省略》</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第14号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 《現行どおり》 別表（第2条関係） 1～29 《現行どおり》 30 《現行どおり》 (1) 母子を医療機関等に宿泊させて行うサービス 1日（1泊）につき<u>10,000円</u> (2)～(3) 《現行どおり》 31～33 《現行どおり》 34 在宅の65歳以上の者で基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等社会適応が困難なものに対し実施する生活管理指導短期宿泊（以下この項において「短期宿泊」という。）事業の利用手数料は、1日当たり1人につき<u>490円</u>とする。ただし、次の各号に掲げる者の手数料は、当該各号に掲げる額とする。 (1) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第1項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき<u>980円</u> (2) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第2項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき<u>1,470円</u> (3) 《現行どおり》 35～49 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第10条 《省略》 別表（第2条関係） 1～29 《省略》 30 《省略》 (1) 母子を医療機関等に宿泊させて行うサービス 1日（1泊）につき<u>6,600円</u> (2)～(3) 《省略》 31～33 《省略》 34 在宅の65歳以上の者で基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等社会適応が困難なものに対し実施する生活管理指導短期宿泊（以下この項において「短期宿泊」という。）事業の利用手数料は、1日当たり1人につき<u>400円</u>とする。ただし、次の各号に掲げる者の手数料は、当該各号に掲げる額とする。 (1) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第1項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき<u>800円</u> (2) 短期宿泊のあつた日の属する年の前年（当該短期宿泊のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が法第59条の2第2項の政令で定める額以上である者 1日当たり1人につき<u>1,200円</u> (3) 《省略》 35～49 《省略》</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る手数料は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における改正後の草津市手数料条例別表第30項第1号の規定の適用については、同号中「10,000円」とあるのは、「8,300円」とする。

(準備行為)

4 改正後の草津市手数料条例別表の規定において、施行の日以後の利用に係る手数料は、同日前においても改正後の規定の例により徴収するものとする。

議第15号

草津市特別会計条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市特別会計条例の一部を改正する条例

草津市特別会計条例（昭和48年草津市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置） 第1条 《現行どおり》 (1)～(8) 《現行どおり》 <u>(9) 削除</u> (10)～(17) 《現行どおり》 第2条～第3条 《現行どおり》	（設置） 第1条 《省略》 (1)～(8) 《省略》 <u>(9) 草津市学校給食センター特別会計</u> (10)～(17) 《省略》 第2条～第3条 《省略》

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正前の草津市特別会計条例の規定に基づく令和7年度草津市学校給食センター特別会計において令和8年3月31日までに調定を行った未収入金または支出負担行為を行った未支払金の整理については、令和8年5月31日までの間は、なお従前の例による。

議第16号

草津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

草津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年草津市条例第53号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第15条 《現行どおり》 （災害弔慰金等認定審査会の設置） <u>第16条</u> 市長の諮問に応じ、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、草津市災害弔慰金等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、委員6人以内で組織する。 3 審査会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。 <u>第17条</u> 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第15条 《省略》 《改正後に新設》 <u>第16条</u> 《省略》</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第17号

草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(暴力団員等の排除)

第3条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

(要保護児童)

第4条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力を努めなければならない。

(その他の基準)

第5条 前2条に定めるもののほか、法第54条の3において準用する法第46条第3項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第18号

草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15に規定する乳児等通園支援事業の利用料を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この条例の対象となる乳児等通園支援事業は、草津市が設置する保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、児童発達支援センターおよび地域子育て支援拠点事業を行う場所において実施されるものとする。

(利用料の徴収)

第3条 市長は、乳児等通園支援事業が実施されたときは、当該乳児等通園支援事業を利用する乳児等支援給付認定子ども（以下「認定子ども」という。）の乳児等支援給付認定保護者（以下「認定保護者」という。）から利用料を徴収する。

(利用料)

第4条 利用料は、次のとおりとする。この場合において、30分未満の利用については30分利用したものとみなし利用料を徴収する。

1時間あたり300円

30分あたり150円

(利用料の減免)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の利用料を減額し、または免除することができる。

(利用料の納付)

第6条 乳児等通園支援事業を利用した認定子どもの認定保護者は、利用料を指定された納期限までに納付しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第19号

草津市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市介護保険条例の一部を改正する条例

草津市介護保険条例（平成12年草津市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第24条 《現行どおり》 付 則 第1条～第14条 《現行どおり》 （令和7年度税制改正に伴う前年度住民税非課税者における保険料の減免の特例） <u>第15条</u> 市長は、令和7年度税制改正により地方税法に規定する給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、令和7年度（令和6年分）の住民税が非課税と判定された第1号被保険者または当該被保険者の属する世帯の世帯主および全ての世帯員について、当該控除の引上げ分の範囲内で収入が増加した場合には、第15条第1項第5号の規定により、令和8年度保険料の算定において、住民税非課税者として判定する保険料段階を上限として、当該保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の減免を受けようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、申請書の提出は要しないものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、令和8年度に限り適用する。</p>	<p>第1条～第24条 《省略》 付 則 第1条～第14条 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第20号

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

(草津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 草津市道路占用料条例(昭和59年草津市条例第18号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条～第8条 《現行どおり》 別表(第2条第1項関係)				第1条～第8条 《省略》 別表(第2条第1項関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	額 (円)			単位	額 (円)
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第一種電柱	1本につ	<u>940</u>	法第3	第一種電柱	1本につ	<u>800</u>
	第二種電柱	き1年	<u>1,400</u>	2条第	第二種電柱	き1年	<u>1,200</u>
	第三種電柱		<u>2,000</u>	1項第	第三種電柱		<u>1,700</u>
	第一種電話柱		<u>840</u>	1号に	第一種電話柱		<u>710</u>
	第二種電話柱		<u>1,300</u>	掲げる	第二種電話柱		<u>1,100</u>
	第三種電話柱		<u>1,800</u>	工作物	第三種電話柱		<u>1,600</u>
	その他の柱類		<u>84</u>		その他の柱類		<u>71</u>
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートルに つき1年	<u>8</u>		共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートルに つき1年	<u>7</u>
	地下に設ける電 線その他の線類		<u>5</u>		地下に設ける電 線その他の線類		<u>4</u>
	路上に設ける変 圧器	1個につ き1年	<u>820</u>		路上に設ける変 圧器	1個につ き1年	<u>700</u>
	地下に設ける変 圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>500</u>		地下に設ける変 圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>430</u>
	変圧塔その他こ れに類するもの および公衆電話 所	1個につ き1年	<u>1,700</u>		変圧塔その他こ れに類するもの および公衆電話 所	1個につ き1年	<u>1,400</u>
	郵便差出箱およ び信書便差出箱		<u>710</u>		郵便差出箱およ び信書便差出箱		<u>600</u>
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>5,400</u>		広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>4,800</u>
	その他のもの	占用面積	<u>1,700</u>		その他のもの	占用面積	<u>1,400</u>

改正後				改正前							
			1平方メートルにつき1年	<u>0</u>			1平方メートルにつき1年	<u>0</u>			
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07 メートル未満の もの		長さ1メ ートルに つき1年	<u>35</u>	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07 メートル未満の もの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>30</u>			
	外径が0.07 メートル以上 0.1メートル 未満のもの			<u>50</u>		外径が0.07 メートル以上 0.1メートル 未満のもの		<u>43</u>			
	外径が0.1メ ートル以上0. 15メートル未 満のもの			<u>76</u>		外径が0.1メ ートル以上0. 15メートル未 満のもの		<u>64</u>			
	外径が0.15 メートル以上 0.2メートル 未満のもの			<u>100</u>		外径が0.15 メートル以上 0.2メートル 未満のもの		<u>86</u>			
	外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未 満のもの			<u>150</u>		外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未 満のもの		<u>130</u>			
	外径が0.3メ ートル以上0. 4メートル未 満のもの			<u>200</u>		外径が0.3メ ートル以上0. 4メートル未 満のもの		<u>170</u>			
	外径が0.4メ ートル以上0. 7メートル未 満のもの			<u>350</u>		外径が0.4メ ートル以上0. 7メートル未 満のもの		<u>300</u>			
	外径が0.7メ ートル以上1メ ートル未満の もの			<u>500</u>		外径が0.7メ ートル以上1メ ートル未満の もの		<u>430</u>			
	外径が1メー トル以上の もの			<u>1,000</u>		外径が1メー トル以上の もの		<u>860</u>			
				<u>0</u>							
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と	地下 に設 ける もの その 他の もの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>5</u>	法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と	地下 に設 ける もの その 他の もの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>4</u>
				<u>17</u>							<u>14</u>

改正後				改正前			
	して設置する導線その他の線類				して設置する導線その他の線類		
	道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,300		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,100
	その他のもの	上空に設けるもの	840		その他のもの	上空に設けるもの	710
		地下に設けるもの	500			地下に設けるもの	430
	その他のもの		1,700		その他のもの		1,400
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下階数が1のもの		《現行どおり》	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下階数が1のもの		《省略》
	よび階数が2のもの		《現行どおり》		よび階数が2のもの		《省略》
	地下階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		地下階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,700		上空に設ける通路		2,400
	地下に設ける通路		1,600		地下に設ける通路		1,500
	その他のもの		1,700		その他のもの		1,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	54	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	48
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	540		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	480
道路法	看板	一時的に設	表示面積	道路法	看板	一時的に設	表示面積
			540				480

改正後				改正前				
施行令 (昭和 27年 政令第 479号。 以下「政 令」と いう。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	(ア)けるもの	1平方メ ートルに つき1月		(ア)けるもの	1平方メ ートルに つき1月			
	除く。	表示面積	<u>5,400</u>	除く。	表示面積	<u>4,800</u>		
	その他のも の	1平方メ ートルに つき1年	<u>0</u>	その他のも の	1平方メ ートルに つき1年	<u>0</u>		
	標識	1本につ き1年	<u>1,300</u>	標識	1本につ き1年	<u>1,100</u>		
	旗ざ お	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につ き1日	<u>54</u>	旗ざ お	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	<u>48</u>	
	その他のも の	1本につ き1月	<u>540</u>	その他のも の	1本につ き1月	<u>480</u>		
	幕 (政 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>54</u>	幕 (政 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>48</u>
	その他のも の	その面積 1平方メ ートルに つき1月	<u>540</u>	その他のも の	その面積 1平方メ ートルに つき1月	<u>480</u>		
	ア チ	車道を横断 するもの	1基につ き1月	<u>5,400</u>	ア チ	車道を横断 するもの	1基につ き1月	<u>4,800</u>
	その他のも の			<u>0</u>	その他のも の			<u>0</u>
政令第7条第2号に掲 げる工作物	占有面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,700</u>		政令第7条第2号に掲 げる工作物	占有面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,400</u>		
政令第7条第3号に掲 げる施設		Aに <u>0.034</u> を 乗じて得 た額		政令第7条第3号に掲 げる施設		Aに <u>0.031</u> を 乗じて得 た額		
政令第7条第4号に掲 げる工事用施設および 同条第5号に掲げる工	占有面積 1平方メ ートルに	<u>540</u>		政令第7条第4号に掲 げる工事用施設および 同条第5号に掲げる工	占有面積 1平方メ ートルに	<u>480</u>		

改正後				改正前					
事用材料		つき1月		事用材料		つき1月			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			<u>170</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			<u>140</u>		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額			
	上空に設けるもの		Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの			《現行どおり》	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	《省略》
			階数が2のもの			《現行どおり》		階数が2のもの	《省略》
			階数が3以上のもの			Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.026</u> を乗じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	建築物	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額					
	その他のもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	その他のもの	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額					
政令第7条第10号に掲げる施設および	建築物	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	建築物	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額					
	その他のもの	Aに <u>0.011</u> を	その他のもの	Aに <u>0.009</u> を					

改正後			改正前		
自動車 駐車場		乗じて得 た額	自動車 駐車場		乗じて得 た額
政令第 7条第 11号 に掲げ る応急 仮設建 築物	トンネルの上ま たは高架の道路 の路面下に設け るもの	Aに <u>0.</u> <u>015</u> を 乗じて得 た額	政令第 7条第 11号 に掲げ る応急 仮設建 築物	トンネルの上ま たは高架の道路 の路面下に設け るもの	Aに <u>0.</u> <u>012</u> を 乗じて得 た額
	上空に設けるも の	Aに <u>0.</u> <u>024</u> を 乗じて得 た額		上空に設けるも の	Aに <u>0.</u> <u>022</u> を 乗じて得 た額
	その他のもの	Aに <u>0.</u> <u>034</u> を 乗じて得 た額		その他のもの	Aに <u>0.</u> <u>031</u> を 乗じて得 た額
	政令第7条第12号に 掲げる器具	Aに <u>0.</u> <u>026</u> を 乗じて得 た額		政令第7条第12号に 掲げる器具	Aに <u>0.</u> <u>025</u> を 乗じて得 た額
政令第 7条第 13号 に掲げ る施設	トンネルの上ま たは高速自動車 国道もしくは自 動車専用道路 (高架のものに 限る。)の路面 下に設けるもの	Aに <u>0.</u> <u>015</u> を 乗じて得 た額	政令第 7条第 13号 に掲げ る施設	トンネルの上ま たは高速自動車 国道もしくは自 動車専用道路 (高架のものに 限る。)の路面 下に設けるもの	Aに <u>0.</u> <u>012</u> を 乗じて得 た額
	上空に設けるも の	Aに <u>0.</u> <u>024</u> を 乗じて得 た額		上空に設けるも の	Aに <u>0.</u> <u>022</u> を 乗じて得 た額
	その他のもの	Aに <u>0.</u> <u>034</u> を 乗じて得 た額		その他のもの	Aに <u>0.</u> <u>031</u> を 乗じて得 た額
備考 《現行どおり》			備考 《省略》		

(草津市駅前広場管理条例の一部改正)

第2条 草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第13条 《現行どおり》 別表（第5条第1項、第8条第1項関係）			第1条～第13条 《省略》 別表（第5条第1項、第8条第1項関係）		
占用の区分	占用料 の額	占用の期間	占用の区分	占用料 の額	占用の期間

改正後					改正前				
路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる事業として運行されるものをいう。）	自動車検査証に記載された長さが12メートル以下の車両	承認（人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき 1月 <u>2,900円</u>	《現行どおり》	路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる事業として運行されるものをいう。）	自動車検査証に記載された長さが12メートル以下の車両	承認（人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき 1月 <u>2,500円</u>	《省略》
		駐車（人の乗降のために継続的かつ独占的に利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき 1月 <u>5,700円</u>	《現行どおり》			駐車（人の乗降のために継続的かつ独占的に利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき 1月 <u>5,000円</u>	《省略》
運行されるものをいう。）	自動車検査証に記載された長さが12メートルを超える車両であつて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条に基づく認定を受けた車両	承認	1区画につき 1月 <u>4,500円</u>	《現行どおり》	運行されるものをいう。）	自動車検査証に記載された長さが12メートルを超える車両であつて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条に基づく認定を受けた車両	承認	1区画につき 1月 <u>4,000円</u>	《省略》
		駐車	1区画につき 1月 <u>9,000円</u>	《現行どおり》			駐車	1区画につき 1月 <u>8,000円</u>	《省略》
タクシー（道路運送法第3	承認	1区画につき	《現行どおり》		タクシー（道路運送法第3	承認	1区画につき	《省略》	

改正後				改正前			
条第1号ハに掲げる事業として運行されるものをいう。)		1月 <u>1,600円</u>		条第1号ハに掲げる事業として運行されるものをいう。)		1月 <u>1,400円</u>	
	駐車	1区画につき 1月 <u>3,100円</u>	《現行どおり》		駐車	1区画につき 1月 <u>2,800円</u>	《省略》
《現行どおり》		《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》		《省略》	《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可期間に係る占用料については、なお従前の例による。

議第22号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

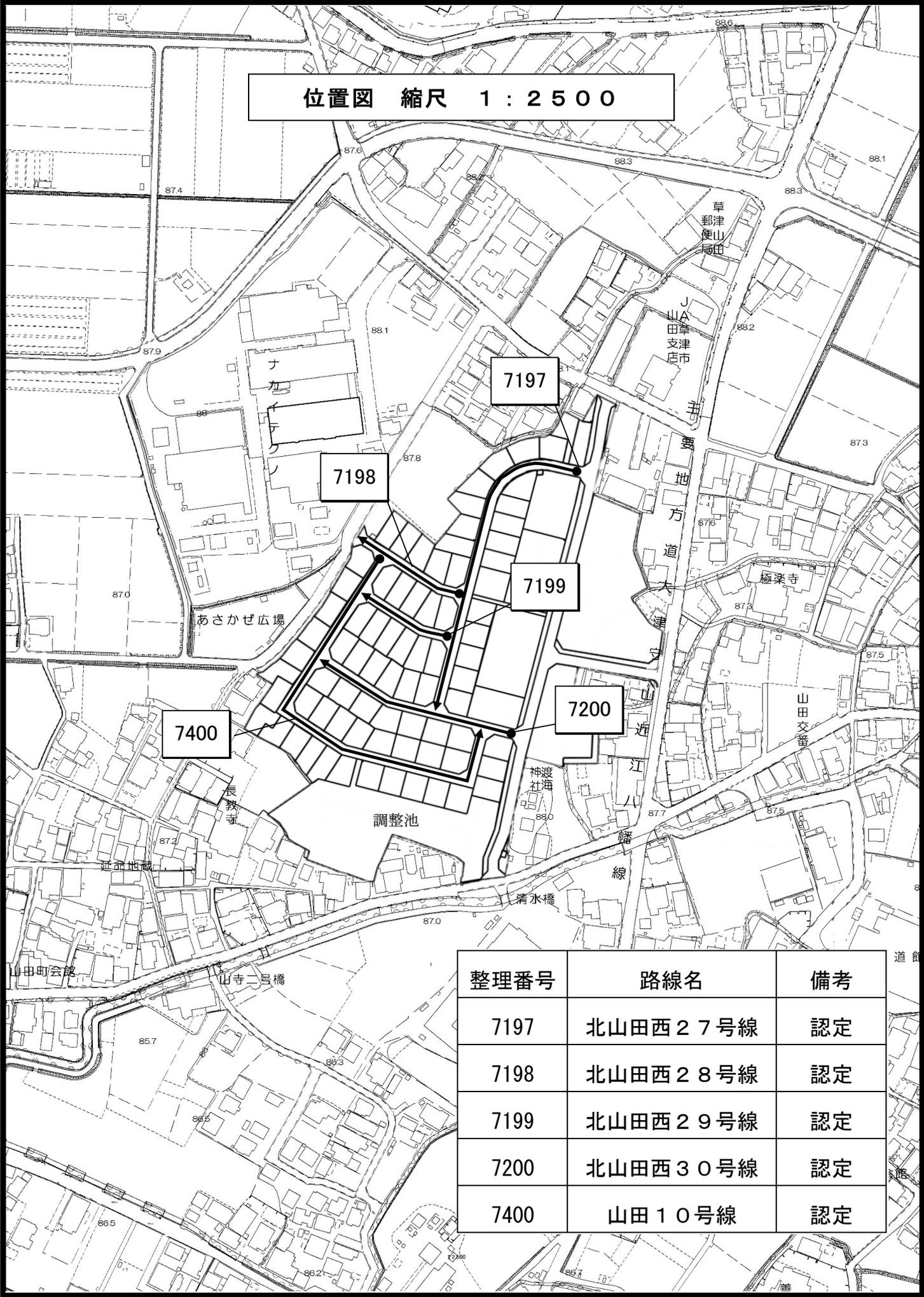
市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

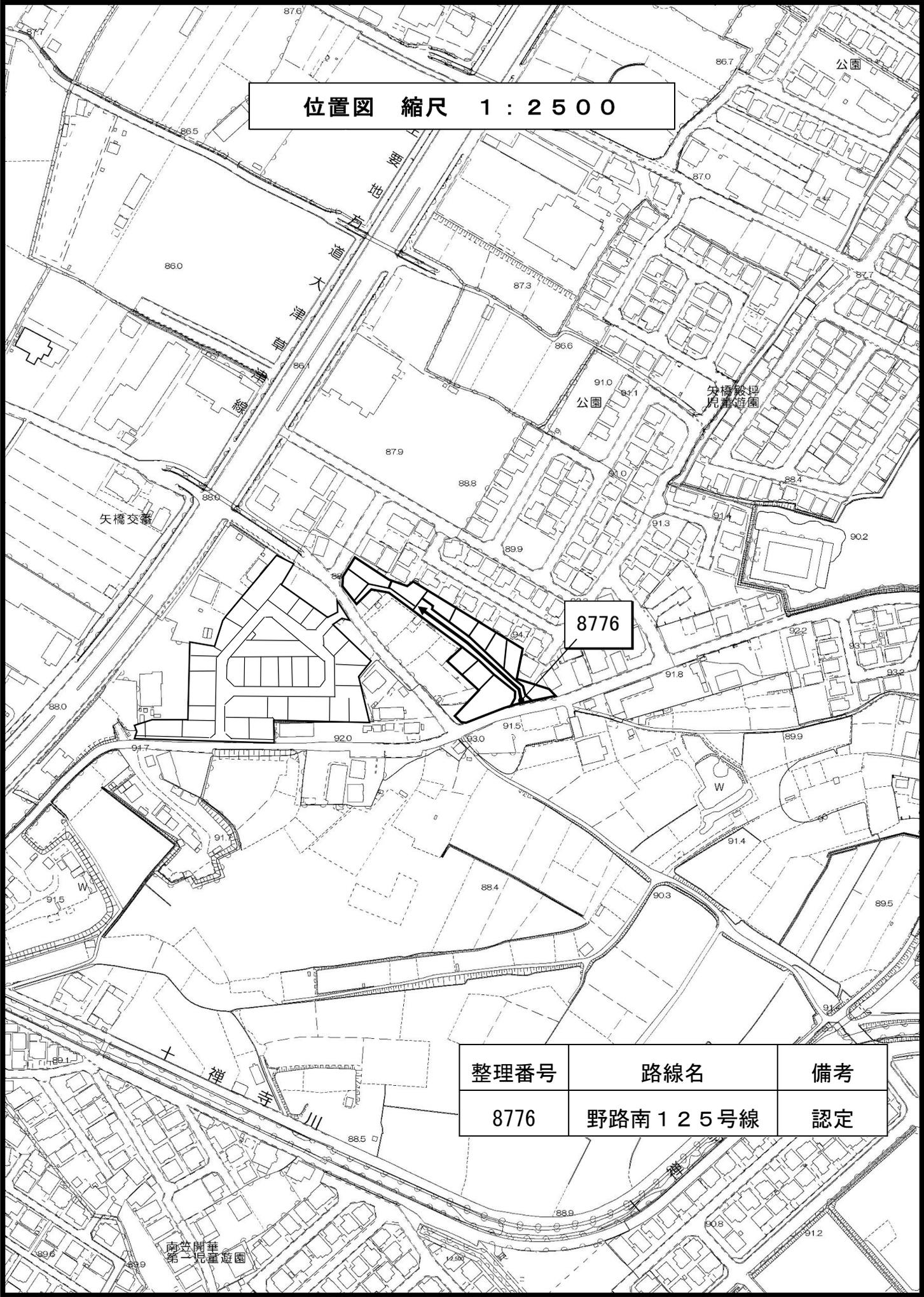
記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
7197	北山田西27号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字見滝口	
7198	北山田西28号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字長湊	
7199	北山田西29号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字長湊	
7200	北山田西30号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字鉄炮口	
7400	山田10号線	草津市山田町字長湊	
		草津市山田町字蔵王西	
8776	野路南125号線	草津市矢橋町字水曾呂	
		草津市矢橋町字水曾呂	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
7197	北山田西27号線	認定
7198	北山田西28号線	認定
7199	北山田西29号線	認定
7200	北山田西30号線	認定
7400	山田10号線	認定



位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

8776

整理番号	路線名	備考
8776	野路南125号線	認定

議第23号

市道路線の廃止につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

草津市長 橋 川 涉

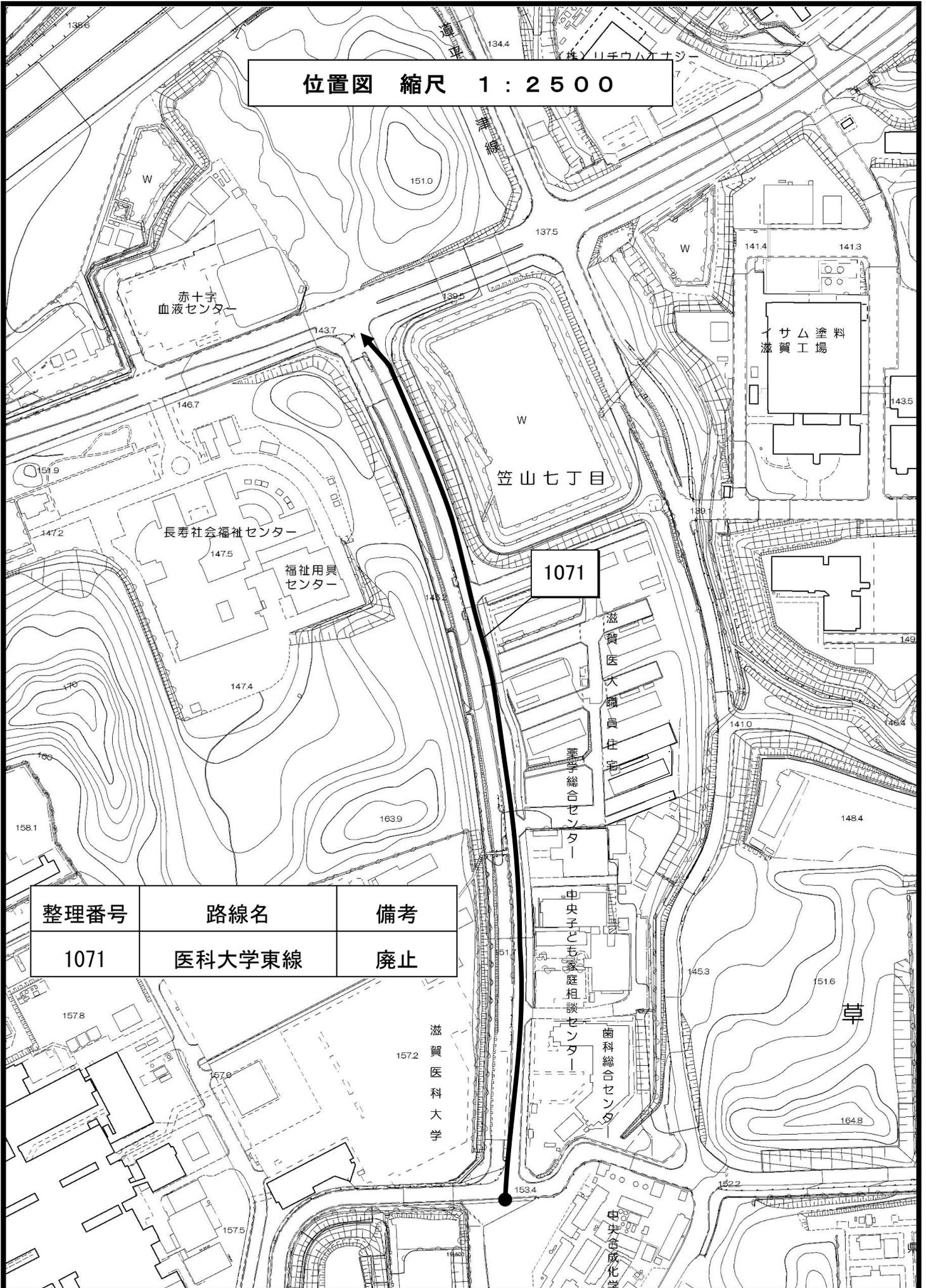
市道路線の廃止につき議決を求めることについて

次のように市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1071	医科大学東線	草津市南笠町字新池	
		草津市南笠町字新池	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
1071	医科大学東線	廃止